

令和2年1月6日  
福島市

## 所有証明書の取得はご本人のみとなります

～令和2年4月1日から実施します～

福島市では、これまで住民サービスの一環として、所有証明書(土地・家屋の所在、地目、地積、面積、構造、建築年、屋根、階層、所有者氏名等)をどなたでも取得することが出来ました。

しかし、「福島市個人情報保護条例」の施行や「住民基本台帳法」の改正(何人でも閲覧を請求できるというこれまでの閲覧制度が廃止され、閲覧が制限される)など、個人情報の慎重な取扱いが求められるようになっております。

このような背景のもと、個人情報の保護及び課税情報の適正な利用の観点から、所有証明書の発行を所有者ご本人(同一世帯親族・委任状持参者等を含む)に限定することとしました。

なお、登記情報につきましては、福島地方法務局にて登記事項証明書の取得をお願いいたします。

福島市役所財務部市民税課税制係

TEL024-525-3713